

十勝川中流部市民協働会議について

平成25年3月9日

十勝川中流部市民協働会議

「十勝川中流部川づくりワークショップ」
(H22.7月～H24.3月)

基本方針を引継ぎ

十勝川中流部市民協働会議
立ち上げ (H24.8月)

**「自分たちが決めた川づくり案を
自分たちが責任を持って進める」**

十勝川中流部川づくりWS

期間：平成22年7月～平成24年3月（計12回のWS※準備会2回含む）

主催：帯広開発建設部

目的：十勝川中流部での河川整備において、自然環境に配慮しつつ、地域と一体になった川づくりを行うため、地域住民との合意形成を目指し、「十勝川中流部川づくり（案）」を作成



H23.7.9第7回WS現地見学会



H23.10.23第8回WSグループ討議

十勝川中流部市民協働会議

構成：地域住民・市民団体・行政

目的と役割：

- ・ WSの基本方針を引き継ぎ、協働（地域住民・市民団体・行政）で十勝川中流部川づくり（案）に沿って川づくりを進める
- ・ 報告会の開催等により、川づくりに関わる意見や要望を検討する場を提供



H24.8.21第1回報告会



H24.7.25現地見学

地域住民が自ら川づくりに関わる『十勝川モデル』イメージ

川づくりの十勝川モデル

- ・地域住民
- ・市民団体

意見・要望

【十勝川中流部川づくり報告会】

- ・川づくりに関わる意見や要望へ検討結果報告
- ・川づくりの進捗状況報告
- ・協働会議活動報告
- ・年2回程度開催予定

- ・観光業者
- ・農業従事者

意見・要望

十勝川中流部市民協働会議

- 十勝川中流部川づくり『地域調整』の場 -

- ・意見や要望の集約整理
- ・公開現地見学会
- ・工程の変化点での現地立会等

河川管理者

協働のノウハウ

十勝川
相生中島
市民協働
会議

(H17～)

十勝川中流部川づくりワークショップ (H22.7-H24.3)

「川づくり(案)を作成した自分たちが、自ら川づくりに関わる」

「十勝川中流部市民協働会議」活動イメージ

協働会議により「地域と一体となったサイクル型河川管理」の実現を目指す

P 計画 (H23)

・地域住民と協働で
計画を策定

- 河川管理者・地域住民からなる「十勝川中流部川づくりワークショップ（全 12 回）」において、川づくり案を議論
- H24 年 3 月に「中流部川づくり（案）」として計画をとりまとめ

D 実施 (H24～)

・川づくり（案）に
沿った整備の実施

- 「中流部川づくり（案）」に基づく河川整備の実施
- ワークショップでの論点に配慮して河川整備を実施（河道掘削、河畔林伐採）

A 改善

十勝川中流部
市民協働会議

・川づくり（案）の改善（修正）

- 現地確認で浮かび上がった課題を検討し、改善点を提案
- 改善については、必要に応じて計画の見直しを行う（Plan）

C 監視 Check

十勝川中流部
市民協働会議

・地域住民、市民団体、行政が河川整備箇所を
監視（現地確認）

- 河川整備箇所が川づくり（案）に沿っているか確認
- 工事の進捗に応じ、また、現地の状況が大きく変化した際に現地確認を実施

「十勝川中流部市民協働会議」事務局役割イメージ

事務局構成

河川管理者

十勝川中流部
川づくりWS
有志メンバー

他希望者

※事務局への参加希望者は
随時受け付ける

主な活動内容

現地立会と 課題調整

- ・ 工程の変化点での現地立会い
- ・ 整備に関わる課題発生時の調整

報告会開催

- ・ 年2回程度開催
- ・ 川づくりに関わる意見や要望へ検討結果報告
- ・ 川づくりの進捗状況報告
- ・ 協働会議活動報告

現地見学会 開催

- ・ 年1回程度開催
- ・ 地域住民へ公開した現地見学会の開催
- ・ 川づくりが川づくり(案)に沿って行われているかの確認

意見・要望の 集約整理

- ・ 住民や団体、農業従事者や観光業に関わる人々からの川づくりに関わる意見や要望へ検討し対応

広報活動

- ・ 事務局だより発行
- ・ 地元メディアへの報告会や現地見学会開催の事前周知
- ・ HP 開設と更新

十勝川中流部市民協働会議の円滑な運営

『十勝川中流部市民協働会議』規約

第1条（名称）

本会の名称は、十勝川中流部市民協働会議（以下、会議と言う。）と称する。

第2条（目的）

- 1）十勝川中流部川づくりワークショップ（H22.7-H24.3）の基本方針を引き継ぎ、地域住民、市民団体、行政が協働で、十勝川中流部川づくり（案）に沿って川づくりを推進していくこと。
- 2）十勝川中流部を十勝地域住民の共同財産として、その自然環境を保全・復元・利活用していくこと。
- 3）地域住民、市民団体、行政が地域の自然環境復元のためのパートナーとして積極的に協働し、相互の理解・協力関係を構築し、将来的に地域住民、市民団体のパワーを恒常的に行政施策に活かしていくこと。

第3条（メンバー）

当会議の主旨に賛同し、自発的に参加する人で構成する。参加、退会は自由とする。

第4条（代表）

代表は、参加メンバーの互選により決定する。任期は1年とし再選を妨げない。

第5条（事務局）

当会議の事務局は十勝川インフォメーションセンターにおく。

連絡先：電話番号0155-22-2160 FAX番号0155-22-2991

第6条（活動内容）

参加者（団体）の自主的企画および会議の企画により、次の活動を実施する。

1）地域との連携・調整

川づくり（案）に沿って、工事が行われているかの確認

利活用方法・整備内容等の調整・確認

その他、十勝川中流部の環境保全・復元・利活用に関する活動

会議の活動は十勝川中流部の川づくりが終了するまでとし、その後の活動継続については改めて検討することとする

第7条（会議）

会議は必要に応じて、代表が招集するものとする。

第8条（会計）

活動実施にむけ、次の収入により運営する。

1）寄付金（随時）

第9条（細則）

その他の細則については別途、協議する。

第10条（施行）

この規約は平成24年8月21日より施行する。